証券コード　2588
平成28年４月28日

株　主　各　位

山梨県富士吉田市上吉田4597番地の１
株式会社ウォーターダイレクト
代表取締役社長　樋　口　　宣　人

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年５月12日（木曜日）午後６時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年５月13日（金曜日）午前10時00分
※開場　午前９時15分

２．場　　所　東京都千代田区大手町二丁目６番１号　朝日生命大手町ビル
フクラシア東京ステーション　６階会議室
(会場が昨年の第９期定時株主総会開催時と異なりますので、末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。)

３．会議の目的事項

決 議 事 項

第１号議案　当社と株式会社エフエルシーとの株式交換契約承認の件

第２号議案　当社と株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社との吸収分割契約承認の件

第３号議案　定款一部変更の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.waterdirect.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。
◎当社は、本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.waterdirect.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
・「第１号議案　当社と株式会社エフエルシーとの株式交換契約承認の件」のうち、株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容、及び、株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項
・「第２号議案　当社と株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社との吸収分割契約承認の件」のうち、当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

株主総会参考書類

はじめに：当社と株式会社エフエルシーとの経営統合について

当社及び株式会社エフエルシー（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長 萩尾 陽平）（以下「エフエルシー」といい、当社及びエフエルシーを総称して「両社」といいます。）は、株式交換及び会社分割により純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」（当社の商号を変更予定。）を親会社とする持株会社体制に移行し、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うため、当社は平成28年４月15日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）、エフエルシーは平成28年４月14日開催の取締役会において、本経営統合に関する基本合意書（以下「本統合契約」といいます。）を締結することを決議し、両社は本経営統合をすることを合意いたしました。本統合契約において、当社は、エフエルシーとの間で、（ⅰ）両社が展開するウォーターサーバーのブランドを統合すること、（ⅱ）当社を株式交換完全親会社、エフエルシーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約を締結すること、（ⅲ）本株式交換の効力が発生することを条件として、当社の宅配水事業に係る権利義務の全部を、平成28年４月18日に新設された当社の完全子会社（以下「本分割準備会社」といいます。）に会社分割により承継させ持株会社体制へ移行すること（以下「本会社分割」といいます。）、及び（ⅳ）当社の商号を「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」に、本分割準備会社の商号を「株式会社ウォーターダイレクト」にそれぞれ変更することを、合意しております。

本経営統合の目的及び概要等は、以下のとおりです。

１．本経営統合の背景及び目的

当社は、開発から製造、品質管理、販売、アフターサービスまでを自社で一貫して手掛け、工場からお客様に水ボトルを直接お届けするサービスを強みとし、「選べる３種の天然水 CLYTIA」及び子会社を通じて「iDEAL WATER」を展開しております。エフエルシーは、全国の商業施設等にブースを出店し、直接お客様に商品の説明などの販売促進をして契約をいただく、セールス・プロモーションを用いた販売事業を得意分野とし、同社の子会社であるプレミアムウォーター株式会社（以下「プレミアムウォーター」といいます。）において採水地や栄養成分、品質にこだわった天然水「PREMIUM WATER」を展開しております。両社は平成20年１月より宅配水に関する取引を開始し、また、平成24年４月には当社がプレミアムウォーターとOEM契約を締結し、同社に対し製品の供給を行うなど、互恵的な関係を構築して参りました。

そのような中、大手企業の宅配水業界への参入や競業他社間の業務提携等の動きがあること等を考慮し、平成27年３月頃より両社においても今後の事業展開や提携関係の強化について協議しておりました。その結果、宅配水業界において両社が一定のシェアを保ち、かつ成長を持続させていくためには、これまで以上の強固な協力･協業体制にて宅配水事業に取り組むべきであるとの考えに至り、宅配水市場におけるサービスの質的向上、内容的拡充・深化、新たな価値の創造を目指し、平成27年４月28日に業務提携に関する契約を両社間で締結いたしました。その後、平成27年６月24日に開催した定時株主総会を経て、エフエルシーの萩尾陽平代表取締役社長を当社の取締役に招聘するなど、協力･協業体制を着実に築いて参りました。

当社においては、高品質の天然水をワンウェイ方式（注）で提供する宅配水事業の顧客の拡大を図りながら、業界において競争力ある地位を確保しつつ、企業価値を向上させ長期的に社会的使命を果たしていくために、新規顧客獲得や既存顧客の満足度向上のためのアフターフォローやカスタマーサポート等を通じて、経営改善に取り組んで参りましたが、先行投資型のビジネスモデルであるため、販売促進費

の増加により、平成27年11月12日付「平成28年３月期第２四半期連結累計期間及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に公表しましたとおり、当期上半期において営業赤字を計上し、通期業績予想を下方修正する状況となっております。

このような状況の中で、当社は、販売促進費増加の抑制や営業能力拡充等の当社に不足するノウハウをいち早く導入するために、販売力において独自の強みを持つエフエルシーとの経営統合を図ることが、企業価値向上のために有効であると考えております。同時に、開発から製造、品質管理、販売、アフターサービスまでを一貫して手掛けるという当社の強みを維持強化することや、過去の事業の整理など、当社固有の課題に自ら取り組むことは本来先決であることから、必要な設備投資やシステム投資、負債の整理等を進めたく考えております。これらの施策により、経営統合の効果を発揮しやすい態勢が整い、本経営統合による企業価値向上の最大化が目指せるものと考えております。

（注）ウォーターサーバーに使用する水のボトルについて、使いきりボトルをお届けする「片道方式」のサービス形態です。他の形態として、使用後のボトルを回収し再利用する「リターナブル方式」があります。

一方、エフエルシーにおいても、宅配水事業におけるシェアが拡大しつつある中、当社との経営資源の共有による安定的な生産能力確保や販路の拡大、顧客満足度の向上を図ることができる等、当社とのさらなる連携強化が、数多くのお客様の支持をいただいているセールス・プロモーションを用いた販売という自身の強みを活かすことに繋がり、企業価値向上に資するものと考えております。

また、宅配水業界においては、昨今、大手企業による有力宅配水事業者の買収や、大手企業と有力宅配水事業者との資本業務提携など、業界再編の動きが目立っておりますが、本経営統合により、当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業規模・資本規模を拡大できるばかりでなく、新規顧客獲得数の傾向からみて本経営統合後は連結ベースで宅配水事業者として顧客数が業界首位となることを十分に目指せるような地位に立つことになり、業界をリードする競争力を確保することになるものと考えております。また、本経営統合によって、当社グループが展開する「CLYTIA」及び「iDEAL WATER」とエフエルシーが子会社を通じて展開する「PREMIUM WATER」の３つのブランドを統合することで、業界におけるプレゼンスや市場における知名度をより一層高め、顧客サービスの向上を図ると共に効率化を実現することができると考えております。ブランドの統合においては、新たな販売活動・サービス運営において、上記３つのブランドを「PREMIUM WATER」に一本化して展開する予定です。具体的な時期や過程は協議のうえ定めることとしております。

このように、両社において本経営統合を進めることが、両社の企業価値の向上において、最も早期かつ確実に、最も大きな効果を生む選択であると考えております。

具体的には、本経営統合により、①エフエルシーの営業能力やセールス・プロモーションのノウハウを活かし、当社の生産能力の裏付けを伴う、顧客数の増加、顧客満足度の強化、中長期的な収益の成長が期待でき、②ブランド統合によりスケールメリットを創出でき、サービスの質を向上しやすくなり、③両社の組織を効率化することができ、④近い将来におけるアジア展開の素地を築くことを狙うこともできる、等の効果が得られ、企業価値最大化が図られるものと考えます。また、資本規模が拡大することで、顧客数の増加等を支える販売費等の営業支出やウォーターサーバー取得のための支出、設備投資等を可能とするための資金調達を行いやすくなることが想定されます。

両社は、本経営統合を実現するための協議及び交渉において、①当社によるエフエルシーの完全子会社化、②持株会社体制への移行、③当社による資本増強及び資

金調達、という一連の手法を取ることが最適であるとの結論に至りました。本株式交換によって、当社はエフエルシーの100%親会社となりますが、同時に、当社が、その宅配水事業に関する権利義務の全部（子会社株式を含みます。）を、本分割準備会社に承継させる本会社分割を実施し、かつ、当社の商号を「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」に変更し、本分割準備会社はその商号を「株式会社ウォーターダイレクト」に変更する（以下、本会社分割及び商号変更後の本分割準備会社を「新生ウォーターダイレクト」といいます。）ことで、新生ウォーターダイレクトとエフエルシーを、上場会社である持株会社の子会社とする持株会社体制へ移行する予定です。

このような一連の手法をとった理由は、両社においては人事制度や組織文化も異なることから、段階的な組織統合が望ましいと認識し、現時点で合併などの方法をとるよりも合理的であると考えたためです。また、ブランド統合において、具体的な時期や過程は協議のうえ定めることとしているものの、既存顧客や取引先への説明を行いながら段階的に統合を実現していくため、持株会社の下に事業会社が並存することで、それぞれの既存事業を継続的に運営しながら統合のための十全な準備ができる体制としております。

商号変更においては、統合予定の３つのブランドの中で、継続的に最大の月間販売件数を記録している「PREMIUM WATER」にブランドを統合し、国内及び海外の市場への浸透を図っていく狙いから、上記の新商号を選択したものです。

２．本経営統合の概要及びスキーム等

本経営統合は、以下の方法により行う予定です。

（１）当社によるエフエルシーの完全子会社化

当社は、本臨時株主総会及びエフエルシーの株主総会において承認を受けることを条件に、当社を株式交換完全親会社、エフエルシーを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、当社がエフエルシーの発行済株式の全てを取得いたします。詳細は、「第１号議案　当社と株式会社エフエルシーとの株式交換契約承認の件」に係る議案及び参考事項をご確認ください。

（２）持株会社体制への移行

当社の完全子会社である本分割準備会社に対して当社の宅配水事業を会社分割（吸収分割）することにより、持株会社化いたします。その結果、新生ウォーターダイレクトとエフエルシーを持株会社の子会社とする持株会社体制へ移行することで、機動的な経営体制を確立します。詳細は、「第２号議案　当社と株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社との吸収分割契約承認の件」に係る議案及び参考事項をご確認ください。

なお、本株式交換及び本会社分割の効力発生日（平成28年７月１日予定）において、本分割準備会社の商号を「株式会社ウォーターダイレクト」とし、当社の商号を「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」とする予定です。また、持株会社体制への移行に伴い、本株式交換及び本会社分割の効力が発生することを条件に、事業目的の変更及び発行可能株式総数の増加に係る定款規定の変更を併せて行う予定です。詳細は、「第３号議案　定款一部変更の件」に係る議案及び参考事項をご確認ください。

（３）当社による資本増強及び資金調達

当社は、本経営統合による企業価値向上の最大化を目指し、本経営統合後に見込まれる顧客数増加に応じて必要となる資産取得支出の資金を確保し、また、設備投資やシステム投資等、負債整理という当社固有の資金需要を賄うため、本経

営統合に際し、新株予約権の株主割当て（以下「本新株予約権割当て」といいます。）による資本増強及び資金調達を実行することといたしました。これにより、資金需要を長期安定的に賄い、かつ財務基盤を強化することで、当社の中長期的な収益構造の確立と事業規模の拡大を通じて、企業価値の向上を図ることができます。具体的には、①本経営統合後に見込まれる顧客数増加に応じて必要となるウォーターサーバー等の取得等、②工場等の設備投資等、③顧客満足度向上のためのシステム投資等、④子会社における過去の事業に関する負債整理、に充当するものであります。このうち当社固有の資金需要に関しては、本経営統合に関わらず必要な資金ですが、本経営統合を予定している状況で、株主の皆様や投資家や市場関係者の皆様に、本経営統合後の資金需要とともにご説明して決議するものであるため、本新株予約権割当てに係る本新株予約権の内容には、本株式交換が効力発生することが行使条件として含まれております。

（4）光通信による公開買付けの実施

当社は、本新株予約権割当てにより割り当てられる本新株予約権を既存株主様が行使しないこと、又は、本株式交換によりエフエルシーの株主に当社の普通株式が割り当てられることにより、当社の既存株主様の持株比率が希薄化することから、少数株主様の権利の保護について検討いたしました。本経営統合における本株式交換及び本会社分割においては、本経営統合に反対の株主様は、会社法に定められた手続きにより株式買取請求をしていただくことで、保有されている当社の普通株式を公正な価格で換金することができますが、当社といたしましては、少数株主様の権利の保護の観点から、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準で、比較的簡便かつ早期に株式を売却する機会をご提供することも、少数株主様の権利の保護に資すると考えております。また、本新株予約権については、本株式交換及び本会社分割においては、会社法に定められた新株予約権買取請求権はございませんので、金銭の払込みを行わない本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に本新株予約権の売却の機会をご提供することが、本新株予約権に係る新株予約権者の保護に資すると考えております。

そこで当社は、光通信に対して、当社の普通株式及び新株予約権（本新株予約権割当てにより割り当てられる本新株予約権を含みます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施の要請（以下「本要請」といいます。）を行い、光通信は、当社が本公開買付けについて賛同意見を表明すること、並びに、本株式交換及び本会社分割に係る議案が当社の臨時株主総会で承認を受けることを条件として、本要請に応じる意向を、平成28年４月15日付にて書面により表明しております。

本経営統合により、連結ベースで宅配水事業者として顧客数において業界首位となることを目指しております。本経営統合を行うことで、品質と天然水の価値にこだわったサービスによるお客様満足度の向上への取組みをより一層加速させ、企業価値を高め、お客様や株主の皆様、その他の関係者の皆様のご支持をいただけるよう、取り組んで参ります。

本臨時株主総会における各議案は、いずれも、本経営統合を実現するため、株主の皆様のご承認をいただく必要のある事項であります。つきましては、以下の各議案及び参考事項をご参照のうえ、ご承認をお願いいたしたく存じます。

議案及び参考事項

第１号議案　　当社と株式会社エフエルシーとの株式交換契約承認の件

当社とエフエルシーは、本統合契約に基づき、平成28年７月１日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、エフエルシーを株式交換完全子会社とする株式交換にかかる株式交換契約を、平成28年４月15日付にて締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いいたしたく存じます。

１．株式交換を行う理由

「はじめに　１．本経営統合の背景及び目的」に記載のとおりであります。

２．本株式交換契約の内容

本経営統合に基づき行う本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社ウォーターダイレクト（山梨県富士吉田市上吉田4597番地の１、以下「甲」という。）及び株式会社エフエルシー（東京都渋谷区神宮前一丁目４番16号、以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、本株式交換により、乙の発行済株式の全部（但し、甲が保有する乙の株式を除く。）を甲に取得させることにつき合意する。

第２条（株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、平成28年７月１日とする。但し、本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第３条（株式交換に際して交付する対価及びその割当てに関する事項）

１．甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の合計数に530を乗じた数の甲の普通株式を、その所有する乙のＡ種優先株式に代わり、別紙１記載の甲の第５回無担保社債総額金28億円を交付する。

２．甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式１株につき、甲の普通株式530株の割合をもって甲の普通株式を割り当て、その保有するＡ種優先株式２株につき、甲の第５回無担保社債金１億円を割り当てる。

３．前二項の定めにかかわらず、本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式に１株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、処理するものとする。

第４条（甲の資本金及び準備金）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（１）資本金　　金０円

（２）資本準備金　　金０円

（３）利益準備金　　金０円

第５条（株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当てに関する事項）

１．甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された下表Ⅰ欄記載の乙の新株予約権（以下「対象乙新株予約権」という。）に係る新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対して、対象乙新株予約権に代わり、対象乙新株予約権の種別に応じて、その所有する各対象乙新株予約権の総数と同数の、下表Ⅱ欄記載の甲の新株予約権（以下「割当甲新株予約権」という。）を交付する。

	Ⅰ．対象乙新株予約権			Ⅱ．割当甲新株予約権		
		内容	総数		内容	総数
①	第２回新株予約権	別紙２①	1,387個	第６回新株予約権	別紙２①	1,387個
②	第２回（その２）新株予約権	別紙２②	15個	第６回新株予約権	別紙２②	15個
③	第３回（その１）新株予約権	別紙２③	1,500個	第７回（その１）新株予約権	別紙２③	1,500個
④	第３回（その２）新株予約権	別紙２④	1,000個	第７回（その２）新株予約権	別紙２④	1,000個
⑤	第４回新株予約権	別紙２⑤	2,723個	第８回新株予約権	別紙２⑤	2,723個

２．甲は、本株式交換に際して、本割当対象新株予約権者に対して、その所有する各対象乙新株予約権１個につき、前項表に従い対象乙新株予約権に応じた割当甲新株予約権１個をもって割り当てる。

第６条（株式交換契約承認総会）

１．甲は、平成28年５月13日に開催予定の臨時株主総会において、乙は、平成28年５月13日に開催予定の臨時株主総会並びに乙の普通株主による種類株主総会及び乙のＡ種優先株主による種類株主総会において、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、乙は会社法第319条第1項及び同法第325条に基づく手続きにより書面決議を行い、かかる株主総会及び種類株主総会の開催を省略することができる。

２．本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意の上、前項の株主総会（種類株主総会を含む。）の開催日を変更することができるものとする。

第７条（善管注意義務）

甲及び乙は、本株式交換の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ義務を遂行し、かつ、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務執行の方法により事業遂行及び財産の管理・運営を行うものとし、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に相違する行為、通常の業務以外の行為又はその財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行するものとする。

第８条（剰余金の配当）

甲及び乙は、本株式交換の効力発生日までの間に、剰余金の配当を一切行わない。

第９条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から本株式交換の効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの財政状態、経営成績、事業その他に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生したとき、その他本契約の目的の達成が著しく困難となったときは、甲乙協

議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第10条（本契約の失効）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

（１） 甲又は乙において、第６条に定める株主総会（種類株主総会を含む。）の承認が得られなかった場合

（２） 法令上、本株式交換に関して要求される関係官庁の承認等が得られなかった場合

第11条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書原本１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

平成28年４月15日

甲：山梨県富士吉田市上吉田4597番地の１
株式会社ウォーターダイレクト
代表取締役　　樋口　宣人

乙：東京都渋谷区神宮前一丁目４番16号
株式会社エフエルシー
代表取締役　　萩尾　陽平

（別紙１）

◎甲が、乙のＡ種優先株式を保有する乙の株主に対し、乙のＡ種優先株式の代わりに交付する甲の社債

募集社債の種類	普通社債（第５回無担保普通社債）
社債の総額	金28億円
各社債の金額	金１億円
発行日	本株式交換の効力発生日
発行方法	本株式交換における対価として発行する。
社債の払込に関する事項	本株式交換に際して甲が乙のＡ種優先株式を取得するのと引換えに、乙のＡ種優先株式を保有する乙の株主に対し、乙のＡ種優先株式２株に対して各社債１億円を割当て交付する。
各社債の償還金額	各社債の金額100円につき金100円
社債の利率	年2.00％
社債の償還方法及び期限	平成32年12月16日（金融機関休業日にあたるときは、その前営業日に繰り上げる。）を償還期日とし、償還期日においてその総額を一括返済する。
利息の支払方法及び期限	本社債の利息は、発行日から償還期日までこれをつけ、償還期日において全額を支払う。
買入償還	社債権者の承諾を得て、本社債の全部又は一部を償還期日前に買入償還することができる。
社債券の発行	記名式社債券とし、利札は付さない
担保及び保証の有無	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
社債管理者の不設置	本社債は会社法第702条ただし書きの条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

（別紙２①）

※以下､本別紙２①において「甲」を「ＰＷＨＤ」､「乙」を「ＦＬＣ」と記載する。

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名　称	第２回新株予約権	第６回新株予約権
（1）新株予約権の数	１，３８７個	１，３８７個
（2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数	ＦＬＣ普通株式１，３８７株（新株予約権１個につき、ＦＬＣ普通株式１株） なお、ＦＬＣが株式分割又は併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる１株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。	ＰＷＨＤ普通株式７３５，１１０株（新株予約権１個につき、ＰＷＨＤ普通株式５３０株） なお、ＰＷＨＤが株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。
（3）新株予約権の払込金額等	本新株予約権の払込金額は、無償とする。	本株式交換に際し、本契約第５条に基づき、ＦＬＣの第２回新株予約権１個に代えて、ＰＷＨＤの第６回新株予約権１個を交付する。

（4） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本新株予約権の１個当りの払込金額は、次により決定される１株当りの払込金額に上記（２）で定める新株予約権１個当りの株式数を乗じた金額とし、１株当りの払込金額は、金２４０，０００円（本契約締結時における１株当りの価額に相当する金額以上）とする。 なお、新株予約権発行後、ＦＬＣ普通株式の分割又は併合が行なわれる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 ×　（１／分割・併合の比率） また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行なう場合（会社法第１９４条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、ＦＬＣ普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はＦＬＣ普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額＝ $\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ 上記算式において、「既発行株式数」とはＦＬＣの発行済普通株式総数からＦＬＣが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、ＦＬＣが合併等を行なう場合、株式の無償割当を行なう場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権１個について、次により決定される１株当たりの払込金額に上記（２）で定める新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とし、１株当たりの払込金額は、金（２４０，０００／５３０）円とする。 なお、新株予約権発行後、ＰＷＨＤ普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 ×　（１／分割・併合の比率） また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第１９４条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、ＰＷＨＤ普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はＰＷＨＤ普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額＝ $\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ 上記算式において、「既発行株式数」とはＰＷＨＤの発行済普通株式総数からＰＷＨＤが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、ＰＷＨＤが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。
（5） 新株予約権を行使することができる期間	平成２８年１２月２０日から平成３６年１２月１７日まで。	平成２８年１２月２０日から平成３６年１２月１７日まで。
（6） 新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、ＦＬＣ及びＦＬＣ子会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の地位にあることを要する。但し、ＦＬＣ及びＦＬＣ子会社の取締役・執行役員・監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りでない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、ＰＷＨＤ又はＰＷＨＤ子会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の地位にあることを要する。但し、ＰＷＨＤ又はＰＷＨＤ子会社の取締役・執行役員・監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りでない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 ③新株予約権１個当たりの一部行使はできない。
（7） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び準備金に関する事項	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（8）	新株予約権の譲渡制限	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
（9）	新株予約権の取得事由及び条件	ＦＬＣは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ①ＦＬＣが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 ②ＦＬＣが完全子会社となる株式交換契約書の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合	ＰＷＨＤは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ①ＰＷＨＤが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 ②ＰＷＨＤが完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された場合
(10)	組織再編等の際の新株予約権の取扱い	ＦＬＣが、合併（ＦＬＣが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（４）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（７）に準じて決定する。 ⑦新株予約権の取得条項 上記（９）に準じて決定する。 ⑧その他の新株予約権の行使の条件 上記（６）に準じて決定する。	ＰＷＨＤが、合併（ＰＷＨＤが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（４）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（７）に準じて決定する。 ⑦新株予約権の取得条項 上記（９）に準じて決定する。 ⑧その他の新株予約権の行使の条件 上記（６）に準じて決定する。
(11)	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合の取り扱い	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の算出に際しては、除算は最後に行い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（別紙２②）

※以下､本別紙２②において「甲」を「ＰＷＨＤ」，「乙」を「ＦＬＣ」と記載する。

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名　称	第２回（その２）新株予約権	第６回新株予約権
（１）新株予約権の数	１５個	１５個
（２）新株予約権の目的となる株式の種類及び数	ＦＬＣ普通株式１５株（新株予約権１個につき、ＦＬＣ普通株式１株） なお、ＦＬＣが株式分割又は併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる１株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。	ＰＷＨＤ普通株式７，９５０株（新株予約権１個につき、ＰＷＨＤ普通株式５３０株） なお、ＰＷＨＤが株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。
（３）新株予約権の払込金額等	無償にて発行する。	本株式交換に際し、本契約第５条に基づき、ＦＬＣの第２回（その２）新株予約権１個に代えて、ＰＷＨＤの第６回新株予約権１個を交付する。

（4）	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本新株予約権の１個当りの払込金額は、次により決定される１株当りの払込金額に上記（２）で定める新株予約権１個当りの株式数を乗じた金額とし、１株当りの払込金額は、金２４０，０００円（本契約締結時における１株当りの価額に相当する金額以上）とする。 なお、新株予約権発行後、ＦＬＣ普通株式の分割又は併合が行なわれる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 × （１／分割・併合の比率） また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行なう場合（会社法第１９４条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、ＦＬＣ普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はＦＬＣ普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額＝ 調整前行使価額 × $\dfrac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行}\times\text{１株当たり株式数}\quad\text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$ 上記算式において、「既発行株式数」とはＦＬＣの発行済普通株式総数からＦＬＣが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。 さらに、ＦＬＣが合併等を行なう場合、株式の無償割当を行なう場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権１個について、次により決定される１株当たりの払込金額に上記（２）で定める新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とし、１株当たりの払込金額は、金（２４０，０００／５３０）円とする。 なお、新株予約権発行後、ＰＷＨＤ普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 × （１／分割・併合の比率） また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第１９４条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、ＰＷＨＤ普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はＰＷＨＤ普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額＝ 調整前行使価額 × $\dfrac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行}\times\text{１株当たり株式数}\quad\text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$ 上記算式において、「既発行株式数」とはＰＷＨＤの発行済普通株式総数からＰＷＨＤが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、ＰＷＨＤが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。
（5）	新株予約権を行使することができる期間	平成２８年１２月２０日から平成３６年１２月１７日まで。	平成２８年１２月２０日から平成３６年１２月１７日まで。
（6）	新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、ＦＬＣ及びＦＬＣ子会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の地位にあることを要する。但し、ＦＬＣ及びＦＬＣ子会社の取締役・執行役員・監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、ＰＷＨＤ又はＰＷＨＤ子会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の地位にあることを要する。但し、ＰＷＨＤ又はＰＷＨＤ子会社の取締役・執行役員・監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りでない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 ③新株予約権１個あたりの一部行使はできない。

（7）	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び準備金に関する事項	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
（8）	新株予約権の譲渡制限	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
（9）	新株予約権の取得事由及び条件	ＦＬＣは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ①ＦＬＣが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 ②ＦＬＣが完全子会社となる株式交換契約書の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合	ＰＷＨＤは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ①ＰＷＨＤが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 ②ＰＷＨＤが完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された場合
(10)	組織再編等の際の新株予約権の取扱い	ＦＬＣが、合併（ＦＬＣが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（４）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（７）に準じて決定する。 ⑦新株予約権の取得条項 上記（９）に準じて決定する。 ⑧その他の新株予約権の行使の条件 上記（６）に準じて決定する。	ＰＷＨＤが、合併（ＰＷＨＤが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（４）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（７）に準じて決定する。 ⑦新株予約権の取得条項 上記（９）に準じて決定する。 ⑧その他の新株予約権の行使の条件 上記（６）に準じて決定する。

(11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合の取り扱い	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の算出に際しては、除算は最後に行い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（別紙２③）

※以下､本別紙２③において「甲」を「ＰＷＨＤ」､「乙」を「ＦＬＣ」と記載する。

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名　称	第３回（その１）新株予約権	第７回（その１）新株予約権
（１）新株予約権の数	１，５００個	１，５００個
（２）新株予約権の目的となる株式の種類及び数	ＦＬＣ普通株式１，５００株（新株予約権１個につき、ＦＬＣ普通株式１株） なお、ＦＬＣが株式分割又は併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる１株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。	ＰＷＨＤ普通株式７９５，０００株（新株予約権１個につき、ＰＷＨＤ普通株式５３０株） なお、ＰＷＨＤが株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。
（３）新株予約権の払込金額等	無償にて発行する。	本株式交換に際し、本契約第５条に基づき、ＦＬＣの第３回（その１）新株予約権１個に代えて、ＰＷＨＤの第７回（その１）新株予約権１個を交付する。

（４） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本新株予約権の１個当りの払込金額は、次により決定される１株当りの払込金額に上記（２）で定める新株予約権１個当りの株式数を乗じた金額とし、１株当りの払込金額は、金２００，０００円（本契約締結時における１株当りの価額に相当する金額以上）とする。 なお、新株予約権発行後、ＦＬＣ普通株式の分割又は併合が行なわれる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 × （１／分割・併合の比率） また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行なう場合（会社法第１９４条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、ＦＬＣ普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はＦＬＣ普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額＝ $\text{調整前行使価額} \times \dfrac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行}\times\text{１株当たり}}{\text{株式数}\quad\text{払込金額}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$ 上記算式において、「既発行株式数」とはＦＬＣの発行済普通株式総数からＦＬＣが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。 さらに、ＦＬＣが合併等を行なう場合、株式の無償割当を行なう場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権１個について、次により決定される１株当たりの払込金額に上記（２）で定める新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とし、１株当たりの払込金額は、金（２００，０００／５３０）円とする。 なお、新株予約権発行後、ＰＷＨＤ普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 × （１／分割・併合の比率） また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第１９４条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、ＰＷＨＤ普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はＰＷＨＤ普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額＝ $\text{調整前行使価額} \times \dfrac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行}\times\text{１株当たり}}{\text{株式数}\quad\text{払込金額}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$ 上記算式において、「既発行株式数」とはＰＷＨＤの発行済普通株式総数からＰＷＨＤが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、ＰＷＨＤが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。
（５） 新株予約権を行使することができる期間	平成３２年１２月１６日から平成３７年１２月１５日まで。	平成３２年１２月１６日から平成３７年１２月１５日まで。
（６） 新株予約権の行使の条件	―	新株予約権１個あたりの一部行使はできい。
（７） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び準備金に関する事項	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
（８） 新株予約権の譲渡制限	新株予約権の譲渡を行う事ができるものとする。但し、取締役会の承認を得ることを要する。	新株予約権の譲渡を行うことができるものとする。但し、取締役会の承認を得ることを要する。

(9)	新株予約権の取得事由及び条件	ＦＬＣは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ①ＦＬＣが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 ②ＦＬＣが完全子会社となる株式交換契約書の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合	ＰＷＨＤは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ①ＰＷＨＤが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 ②ＰＷＨＤが完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された場合
(10)	組織再編等の際の新株予約権の取扱い	ＦＬＣが、合併（ＦＬＣが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（４）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（７）に準じて決定する。 ⑦新株予約権の取得条項 上記（９）に準じて決定する。 ⑧その他の新株予約権の行使の条件 上記（６）に準じて決定する。	ＰＷＨＤが、合併（ＰＷＨＤが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（４）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（７）に準じて決定する。 ⑦新株予約権の取得条項 上記（９）に準じて決定する。 ⑧その他の新株予約権の行使の条件 上記（６）に準じて決定する。
(11)	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合の取り扱い	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の算出に際しては、除算は最後に行い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（別紙２④）

※以下､本別紙２④において「甲」を「ＰＷＨＤ」､「乙」を「ＦＬＣ」と記載する。

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名　称	第３回（その２）新株予約権	第７回（その２）新株予約権
（１）新株予約権の数	１，０００個	１，０００個
（２）新株予約権の目的となる株式の種類及び数	ＦＬＣ普通株式１，０００株（新株予約権１個につき、ＦＬＣ普通株式１株） なお、ＦＬＣが株式分割又は併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる１株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。	ＰＷＨＤ普通株式５３０，０００株（新株予約権１個につき、ＰＷＨＤ普通株式５３０株） なお、ＰＷＨＤが株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。
（３）新株予約権の払込金額等	無償にて発行する。	本株式交換に際し、本契約第５条に基づき、ＦＬＣの第３回（その２）新株予約権１個に代えて、ＰＷＨＤの第７回（その２）新株予約権１個を交付する。

（4） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本新株予約権の１個当りの払込金額は、次により決定される１株当りの払込金額に上記（２）で定める新株予約権１個当りの株式数を乗じた金額とし、１株当りの払込金額は、金２００，０００円（本契約締結時における１株当りの価額に相当する金額以上）とする。 なお、新株予約権発行後、ＦＬＣ普通株式の分割又は併合が行なわれる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 ×　（１／分割・併合の比率） また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行なう場合（会社法第１９４条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、ＦＬＣ普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はＦＬＣ普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額＝ 調整前行使価額 × (既発行株式数 ＋ (新規発行株式数 × 1株当たり払込金額) / 1株当たりの時価) / (既発行株式数＋新規発行株式数) 上記算式において、「既発行株式数」とはＦＬＣの発行済普通株式総数からＦＬＣが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。 さらに、ＦＬＣが合併等を行なう場合、株式の無償割当を行なう場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権１個について、次により決定される１株当たりの払込金額に上記（２）で定める新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とし、１株当たりの払込金額は、金（２００，０００／５３０）円とする。 なお、新株予約権発行後、ＰＷＨＤ普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 ×　（１／分割・併合の比率） また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第１９４条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、ＰＷＨＤ普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はＰＷＨＤ普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額＝ 調整前行使価額 × (既発行株式数 ＋ (新規発行株式数 × 1株当たり払込金額) / 1株当たりの時価) / (既発行株式数＋新規発行株式数) 上記算式において、「既発行株式数」とはＰＷＨＤの発行済普通株式総数からＰＷＨＤが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、ＰＷＨＤが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。
（5） 新株予約権を行使することができる期間	平成３２年１２月１６日から平成３７年１２月１５日まで。	平成３２年１２月１６日から平成３７年１２月１５日まで。
（6） 新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、ＦＬＣ及びＦＬＣ子会社の取締役の地位にあることを要する。但し、ＦＬＣ及びＦＬＣ子会社の取締役又は従業員を任期満了により退任した場合は、この限りでない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、ＰＷＨＤ又はＰＷＨＤ子会社の取締役の地位にあることを要する。但し、ＰＷＨＤ又はＰＷＨＤ子会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りでない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 ③新株予約権の一部行使はできない。
（7） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び準備金に関する事項	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（8） 新株予約権の譲渡制限	新株予約権の譲渡を行う事ができるものとする。但し、取締役会の承認を得ることを要する。	新株予約権の譲渡を行うことができるものとする。但し、取締役会の承認を得ることを要する。
（9） 新株予約権の取得事由及び条件	ＦＬＣは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ①ＦＬＣが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 ②ＦＬＣが完全子会社となる株式交換契約書の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合	ＰＷＨＤは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ①ＰＷＨＤが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 ②ＰＷＨＤが完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された場合
(10) 組織再編等の際の新株予約権の取扱い	ＦＬＣが、合併（ＦＬＣが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（４）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（７）に準じて決定する。 ⑦新株予約権の取得条項 上記（９）に準じて決定する。 ⑧その他の新株予約権の行使の条件 上記（６）に準じて決定する。	ＰＷＨＤが、合併（ＰＷＨＤが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（４）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（７）に準じて決定する。 ⑦新株予約権の取得条項 上記（９）に準じて決定する。 ⑧その他の新株予約権の行使の条件 上記（６）に準じて決定する。
(11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合の取り扱い	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の算出に際しては、除算は最後に行い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（別紙２⑤）

※以下、本別紙２⑤において「甲」を「ＰＷＨＤ」、「乙」を「ＦＬＣ」と記載する。

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名　称	第４回新株予約権	第８回新株予約権
（１）新株予約権の数	２，７２３個	２，７２３個
（２）新株予約権の目的となる株式の種類及び数	ＦＬＣ普通株式２，７２３株（新株予約権１個につき、ＦＬＣ普通株式１株） なお、ＦＬＣが株式分割又は併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる１株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。	ＰＷＨＤ普通株式１，４４３，１９０株（新株予約権１個につき、ＰＷＨＤ普通株式５３０株） なお、ＰＷＨＤが株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。
（３）新株予約権の払込金額等	１個当たりの払込金額は、２，１５６円とする。	本株式交換に際し、本契約第５条に基づき、ＦＬＣの第４回新株予約権１個に代えて、ＰＷＨＤの第８回新株予約権１個を交付する。

（4） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本新株予約権の１個当りの払込金額は、次により決定される１株当りの払込金額に上記（２）で定める新株予約権１個当りの株式数を乗じた金額とし、１株当りの払込金額は、金２００，０００円（本契約締結時における１株当りの価額に相当する金額以上）とする。 なお、新株予約権発行後、ＦＬＣ普通株式の分割又は併合が行なわれる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 ×　（１／分割・併合の比率） また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行なう場合（会社法第１９４条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、ＦＬＣ普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はＦＬＣ普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額＝ 調整前行使価額 × $\dfrac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$ ＝ $\dfrac{\text{調整前行使価額}\times\text{既発行株式数} + \text{新規発行}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$ 上記算式において、「既発行株式数」とはＦＬＣの発行済普通株式総数からＦＬＣが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。 さらに、ＦＬＣが合併等を行なう場合、株式の無償割当を行なう場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権１個について、次により決定される１株当たりの払込金額に上記（２）で定める新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とし、１株当たりの払込金額は、金（２００，０００／５３０）円とする。 なお、新株予約権発行後、ＰＷＨＤ普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 ×　（１／分割・併合の比率） また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第１９４条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、ＰＷＨＤ普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はＰＷＨＤ普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額＝ 調整前行使価額 × $\dfrac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$ ＝ $\dfrac{\text{調整前行使価額}\times\text{既発行株式数} + \text{新規発行}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$ 上記算式において、「既発行株式数」とはＰＷＨＤの発行済普通株式総数からＰＷＨＤが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、ＰＷＨＤが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。
（5） 新株予約権を行使することができる期間	平成２９年４月１５日から平成３９年３月３１日まで。	平成２９年４月１５日から平成３９年３月３１日まで。

（6） 新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、平成２８年８月３１日及び平成２９年２月２８日のいずれの時点においても、ＦＬＣ及びＦＬＣの関係会社におけるウォーターサーバー事業の総保有顧客数合計が下記（a）（b）に掲げるいずれの水準をも満たした場合に限り、行使することができる。 (a) 平成２８年１月３１日時点の保有顧客数合計と比較し、平成２８年８月３１日時点の保有顧客数合計が６０%以上増加した場合 (b) 平成２８年１月３１日時点の保有顧客数合計と比較し、平成２９年２月２８日時点の保有顧客数合計が１２０%以上増加した場合 なお、当該条件はＦＬＣが合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）によって消滅会社、存続会社、完全親会社、完全子会社、分割会社、承継会社となった場合のいずれにおいても適用するものとする。 また、組織再編行為がなされた場合、比較基準日となる平成２８年１月３１日時点の保有顧客数は、平成２８年１月３１日時点のＦＬＣ及びＦＬＣの関係会社の保有顧客数合計とし、平成２８年８月３１日及び平成２９年２月２８日の保有顧客数は、組織再編行為後のＦＬＣ及びＦＬＣの関係会社の保有顧客数合計とする。組織再編行為がなされない場合、比較基準日となる平成２８年１月３１日時点の保有顧客数は、平成２８年１月３１日時点のＦＬＣ及びＦＬＣの関係会社の保有顧客数合計とし、平成２８年８月３１日及び平成２９年２月２８日の保有顧客数は、ＦＬＣ及びＦＬＣの関係会社の保有顧客数合計とする。 なお、本（６）において、「関係会社」とは、親会社、子会社、関連会社および親会社の子会社を意味するものとする。 ②新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、ＦＬＣ及びＦＬＣの関係会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の地位にあることを要する。 但し、ＦＬＣ及びＦＬＣの関係会社の取締役・執行役員・監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りではない。 ③新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。	①新株予約権者は、平成２８年８月３１日及び平成２９年２月２８日のいずれの時点においても、ＰＷＨＤ及びＰＷＨＤの関係会社におけるウォーターサーバー事業の総保有顧客数合計が下記（a）（b）に掲げるいずれの水準をも満たした場合に限り、行使することができる。 (a) 平成２８年１月３１日時点のＦＬＣ及びＦＬＣの関係会社におけるウォーターサーバー事業の保有顧客数合計と比較し、平成２８年８月３１日時点のＰＷＨＤ及びＰＷＨＤの関係会社におけるウォーターサーバー事業の保有顧客数合計が６０%以上増加したこと。 (b) 平成２８年１月３１日時点のＦＬＣ及びＦＬＣの関係会社におけるウォーターサーバー事業の保有顧客数合計と比較し、平成２９年２月２８日時点のＰＷＨＤ及びＰＷＨＤの関係会社におけるウォーターサーバー事業の保有顧客数合計が１２０%以上増加したこと。 なお、当該条件はＰＷＨＤが合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）によって消滅会社、存続会社、完全親会社、完全子会社、分割会社、承継会社となった場合のいずれにおいても適用するものとする。 また、平成２８年８月３１日又は平成２９年２月２８日の各時点より前にＰＷＨＤによる組織再編行為が行われ、当該組織再編行為の効力が生じた場合は、各時点における保有顧客数合計値は、組織再編行為後のＰＷＨＤ及びＰＷＨＤの関係会社の保有顧客数合計とする。 なお、本（６）において、「関係会社」とは、親会社、子会社、関連会社および親会社の子会社を意味するものとする。 ②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、ＰＷＨＤ又はＰＷＨＤの関係会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の地位にあることを要する。 但し、ＰＷＨＤ又はＰＷＨＤの関係会社の取締役・執行役員・監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りではない。 ③新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。 ④新株予約権１個あたりの一部行使はできない。
（7） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び準備金に関する事項	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
（8） 新株予約権の譲渡制限	譲渡による新株予約権の取得について、ＦＬＣの取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得について、ＰＷＨＤの取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件	ＦＬＣは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日をもって、当該日において未行使の新株予約権の全部を新株予約権１個あたり(３)の払込金額相当の金銭を交付するのと引換に取得することができる。 ①ＦＬＣが消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合 ②ＦＬＣが完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画が株主総会で承認された場合	ＰＷＨＤは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日をもって、当該日において未行使の新株予約権の全部を新株予約権１個当たり２，１５６円の金銭を交付するのと引換えに取得することができる。 ①ＰＷＨＤが消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合 ②ＰＷＨＤが完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画が株主総会で承認された場合
(10) 組織再編等の際の新株予約権の取扱い	ＦＬＣが、合併（ＦＬＣが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（４）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（７）に準じて決定する。 ⑦新株予約権の取得条項 上記（９）に準じて決定する。 ⑧その他の新株予約権の行使の条件 上記（６）に準じて決定する。	ＰＷＨＤが、合併（ＰＷＨＤが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（４）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（７）に準じて決定する。 ⑦新株予約権の取得条項 上記（９）に準じて決定する。 ⑧その他の新株予約権の行使の条件 上記（６）に準じて決定する。
(11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合の取り扱い	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の算出に際しては、除算は最後に行い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以　上

３．会社法施行規則第193条に定める事項の内容の概要

（１）交換対価の相当性に関する事項

①本株式交換に係る交換対価の割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	エフエルシー （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る 普通株式の交換比率	1 （普通株式）	530 （普通株式）
本株式交換に係る 種類株式等の交換比率	1 （第５回普通社債）	0.5 （Ａ種優先株式）

なお、当社第５回普通社債の内容は、下記のとおりです。

(1)	発行総額	金28億円
(2)	各社債の金額	金１億円
(3)	利率	年2.00％
(4)	払込に関する事項	本株式交換に際して当社がエフエルシーＡ種優先株式２株を取得するのと引換えに、エフエルシーＡ種優先株式２株に対して各社債の１億円を割当て交付する。
(5)	償還金額	各社債の金額100円につき金100円
(6)	年限	４年と126日
(7)	償還期日	平成32年12月16日（金融機関休業日にあたるときは、その前営業日に繰り上げる。）
(8)	償還方法	償還期日における一括償還。但し、社債権者の承諾を得て、本社債の全部又は一部を償還期日前に買入償還することができる。
(9)	利払い日	償還期日において全額を支払う。
(10)	発行期日	本株式交換の効力発生日
(11)	発行の方法	本株式交換における対価として発行する。
(12)	発行の対象	エフエルシーＡ種優先株主
(13)	社債券の発行	記名式社債券とし、利札は付さない。
(14)	担保及び保証の有無	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
(15)	社債管理者の不設置	本社債は会社法第702条ただし書きの条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。
(14)	財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

また、A種優先株式の内容は、下記のとおりです。

(1)	発行株式数	A種優先株式　56株
(2)	発行価額	１株につき　金5,000万円
(3)	発行価額の総額	金28億円
(4)	優先配当金の額	普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種優先株式１株につき、１事業年度毎につき100万円
(5)	累積条項	剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないとき（剰余金の配当が行われない場合を含む。）は、その不足額は、翌事業年度以降に累積する
(6)	取得請求権	A種優先株主は、A種優先株式発行日から５ 年を経過した日以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。
(7)	取得条項	A種優先株主又はA種登録株式質権者の承諾を得た場合、会社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる。
(8)	参加条項	なし
(9)	議決権	なし

（注１）株式の割当比率
エフエルシー普通株式１株に対して、当社普通株式530株を割当て交付します。
エフエルシーA種優先株式１株に対して、当社第５回普通社債0.5枚を割当て交付します。なお、本経営統合後の新会社において、金利や期間等についてより有利な条件で資金調達が可能となった場合には、当該社債を繰上償還し、より有利な資金調達に切り替えていくことを検討いたします。
（注２）本株式交換により交付する普通株式の数
当社は本株式交換のため、当社普通株式13,664,460株（予定）（※）を新たに発行し割当て交付する予定です。
※平成28年４月15日現在のエフエルシーの発行済普通株式総数（25,782株）に基づいて算出したもの。
（注３）単元未満株式の取扱い
本株式交換により交付する当社株式に１株に満たない端数がある場合、当社は会社法第234条の規定に基づく取扱いをいたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等
（ⅰ）割当ての内容の根拠及び理由
上記「①　本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換にかかる普通株式の交換比率（以下「普通株式交換比率」といいます。）及び種類株式に対して社債を割り当てる比率（以下「種類株式交換比率」といい、普通株式交換比率と種類株式交換比率を併せて以下「本株式交換比率」といいます。）は、後記「（ⅱ）公平性を担保するための措置」に記載のとおり、当社は株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）を、エフエルシーはダフ・アンド・フェルプス株式会社（以下「ダフ・アンド・フェルプス」といいます。）を、普通株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。両社はそれぞれに、それぞれの本株式交換の実施を前提としない事業計画を持ち寄ったうえで、両社の少数株主への配慮を重視する観点から、本株式交換においては将来の業績に対する経営目標や積極的なコミットメントよりもむしろ、合理的な範囲で将来の不確実性を抑制できる計画値のもとで合意形成することが望ましいという共通認識に立って、両社間で整合性ある事業計画

（当社からエフエルシーの子会社へのOEM供給とエフエルシーの子会社の当社からの仕入が一致する事業計画）を作成し、第三者算定機関に提出いたしました。

財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、慎重に協議・交渉を重ね、それぞれの第三者算定機関による算定結果を参照し、両社の少数株主への配慮も踏まえ、当社は本取締役会において、エフエルシーは平成28年４月14日開催の取締役会において、本株式交換比率はそれぞれの株主にとって妥当なものであるものと判断し、前記①に記載の本株式交換比率により本株式交換を行うことを決議いたしました。なお、当該株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

（ⅱ）算定に関する事項

a. 算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、両社及び光通信の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。 また、エフエルシーの算定機関であるダフ・アンド・フェルプスは、両社及び光通信の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b. 算定の概要

プルータス・コンサルティングは、当社普通株式について、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）を採用して算定を行いました。

当社普通株式の１株当たりの株式価値を１とした場合のエフエルシー普通株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法		普通株式交換比率の算定結果
当　社	エフエルシー	
市場株価法	ＤＣＦ法	617 ～ 1,160
ＤＣＦ法	ＤＣＦ法	271 ～ 635

プルータス・コンサルティングは、市場株価法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、平成28年４月14日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近１ヵ月間、３ヵ月間及び６ヵ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎といたしました。

ＤＣＦ法においては、プルータス・コンサルティングは両社がそれぞれ作成した、本株式交換の実施を前提としない財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。当社の割引率は3.841％～4.783％、エフエルシーの割引率は3.886％～4.828％を採用しております。なお、プルータス・コンサルティングがＤＣＦ法による算定の基礎としたエフエルシーの計画において、新規顧客獲得が平成28年４月から11月の実績値に対して安定的に推移することにより、保有顧客数が伸長し、将来の安定した収益源となるストック利益が積み増されることにより、平成29年２月期から平成32年２月期に大幅な増益を見込んでおります。両社の計画における成長率は下記のとおりです。なお、算定においては平成32年３月期までの計画を基礎としております。また、ＤＣＦ法における１株当たり普通株式価値を算出するための普通株式数においては、光通信グループが本新株予約権割当てで割当てを受けた本新株予約権を全て行使することを前提としており、新株予約権行使に係る調達資金を企業価値に加算しております。

なお、当社は「Ⅰ．本経営統合 ２．本経営統合の概要及びスキーム（３）当社による資本増強及び資金調達」に記載のとおり、本新株予約権割当てによる資本増強を予定しているため、本株式交換比率の算定に伴い、両社にＤＣＦ法を採用した場合の普通株式交換比率について、本新株予約権の影響を勘案するための参考値を、プルータス・コンサルティングから取得しております。経営統合後の資金需要である①本経営統合後に見込まれる顧客数増加に応じて必要となるウォーターサーバー等の取得等に相当する資本増強の影響を排除する場合を考慮するため、仮に①に相当する資本増強が無かったものとし、当社固有の資金需要である②水源や工場等の設備投資等に係る資金、③顧客満足度向上のためのシステム投資等に係る資金、④子会社における過去の事業に関する負債整理の金額のみの資本増強を行ったとした場合の普通株式交換比率は、241～579となるとの説明を受けております。

当　社	評価期間平均	最大値	最小値
売上成長率（年率）	10.5%	16.1%	7.1%
営業費用成長率（年率）	8.9%	13.0%	5.7%
営業利益成長率（年率）	赤字の期があるため計算できません。		

エフエルシー	評価期間平均	最大値	最小値
売上成長率（年率）	14.6%	18.4%	12.9%
営業費用成長率（年率）	9.1%	12.1%	7.9%
営業利益成長率（年率）	赤字の期があるため計算できません。		

また、プルータス・コンサルティングは、当社第５回普通社債について、参照しうる社債の流通利回りが存在しないこと、及び当該社債の金利が当社の信用リスクを考慮した利率の範囲内にあることから、発行価額によって評価し、算定しうる社債の流通利回りが存在しないこと、及びエフエルシーＡ種優先株式について、ＤＣＦ法を採用することによって算定を行いました。

ＤＣＦ法においては、エフエルシーＡ種優先株式発行要項に基づく将来キャッシュ・フローを1.834%～1.952%の割引率で現在価値に割り引くことによって評価しています。当社第５回普通社債の１枚当たりの価値を１とした場合のエフエルシーＡ種優先株式１株の評価は、0.50184～0.50451となりました。なお、エフエルシーＡ種優先株主は、発行日から5 年を経過した日（平成32 年12 月9 日）において取得請求権を行使するものとし、取得請求権が行使された場合、発行会社によってエフエルシーＡ種優先株式が取得されることを算定の前提としております。

プルータス・コンサルティングは、本株式交換比率の算定に際し、両社から受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びエフエルシーとそれらの関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。プルータス・コンサルティングの本株式交換比率の算定は、平成28年４月14日までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びエフエルシーの財務予測については、当社及びエフエルシーにより現時点で得られる予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。但し、ＤＣＦ法における当社の財務情報については平成27年12月末日時点の情報を使用し、エフエルシーの財務情報については平成28年１月末日時点の情報を使用しております。

一方、ダフ・アンド・フェルプスは、当社普通株式について、市場株価が存在することから市場株価法を、当社の事業に一定程度類似する事業を行う上場会社が複数存在し、類似会社比較による株主資本価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、当社及びエフエルシーの将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ＤＣＦ法を採用して算定を行いました。具体的には、エフエルシーの株主資本価値をＤＣＦ法により評価するとともに、当社の株主資本価値を、市場株価法、類似上場会社比較法及びＤＣＦ法の３手法により評価し、それらに基づいて株式交換比率を算定いたしました。

当社普通株式の１株当たりの株式価値を１とした場合のエフエルシー普通株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法		普通株式交換比率の算定結果
当　社	エフエルシー	
ＤＣＦ法	ＤＣＦ法	508 ～ 549
類似上場会社比較法	ＤＣＦ法	554 ～ 557
市場株価法	ＤＣＦ法	570 ～ 725

ダフ・アンド・フェルプスは、市場株価法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、平成28年４月13日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近１ヵ月間、３ヵ月間及び６か月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎といたしました。類似上場会社比較法においては、事業内容等の類似性を考慮し、ジャパンフーズ株式会社、株式会社ダイオーズ等８社を類似会社として抽出し、減価償却前営業利益（ＥＢＩＴＤＡ）に対する倍率を用いて算定の基礎といたしました。ＤＣＦ法においては、ダフ・アンド・フェルプスは両社がそれぞれ作成した、本株式交換の実施を前提としない財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。当社及びエフエルシーの割引率は8.5%～9.5%を採用しております。なお、ダフ・アンド・フェルプスがＤＣＦ法による算定の基礎としたエフエルシーの計画において、新規顧客獲得が安定的に推移することにより、保有顧客数が伸長し、将来の安定した収益源となるストック利益が積み増されることにより、平成29年２月から平成33年２月期に大幅な増益を見込んでおります。当社の計画においても、平成29年３月期から平成32年３月期に大きな増益を見込んでおります。両社の計画における成長率は下記のとおりです。なお、算定においては平成33年３月期までの計画を基礎としております。また、ＤＣＦ法における１株当たり普通株式価値を算出するための普通株式数においては、光通信グループが本新株予約権割当てで割当てを受けた新株予約権を全て行使することを前提としており、当該新株予約権行使に係る調達資金を加算しております。

当　社	評価期間平均	最大値	最小値
売上成長率（年率）	9.6%	16.1%	5.8%
営業費用成長率（年率）	8.1%	13.0%	4.7%
営業利益成長率（年率）	赤字の期があるため計算できません。		

エフエルシー	評価期間平均	最大値	最小値
売上成長率（年率）	14.1%	18.4%	12.1%
営業費用成長率（年率）	8.9%	12.1%	7.9%
営業利益成長率（年率）	赤字の期があるため計算できません。		

ダフ・アンド・フェルプスは、本株式交換比率の算定に際し、両社から受けた

情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びエフエルシーとそれらの関係会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。類似上場会社比較法及びＤＣＦ法による評価は、平成28年２月29日までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びエフエルシーの財務予測については、当社及びエフエルシーにより現時点で得られる予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、エフエルシーは、種類株式交換比率に関して、Ａ種優先株式は無議決権株式であり、普通株式への転換権がなく、優先配当を超えて配当に参加する権利の無い、いわゆる「社債型」優先株であることから、普通社債との交換に関して算定書を取得しておりません。

（ⅲ）公正性を担保するための措置

本株式交換の検討にあたって、当社は、当社の親会社である光通信が、エフエルシーの発行済株式総数の78.9％（間接保有分を含む。）を保有し、エフエルシーを連結子会社としていること、並びにエフエルシーの代表取締役社長である萩尾陽平氏を当社の取締役に招聘していることなどの関係があることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考に、エフエルシーとの間で真摯に交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本取締役会で決議いたしました。当社は、プルータス・コンサルティングへの依頼に先立ち、法務アドバイザーとして弁護士法人港国際法律事務所（以下「港国際法律事務所」といいます。）を、会計アドバイザーとして株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）を選定しました。

港国際法律事務所は、本株式交換に重大な影響をおよぼす可能性のある法的問題点の有無を調査するためにエフエルシーに対する法務デュー・デリジェンスを実施しましたが、当該法務デュー・デリジェンスの結果、本株式交換の実行に重大な影響をおよぼすおそれのある重大な法的問題点は発見されませんでした。

AGSコンサルティングは、本株式交換に重大な影響をおよぼす可能性のある会計的問題点の有無を調査するためにエフエルシーに対する会計デュー・デリジェンスを実施しましたが、当該会計デュー・デリジェンスの結果、本株式交換の実行に重大な影響をおよぼすおそれのある重大な会計的問題点は発見されませんでした。

一方、エフエルシーは、本株式交換における本株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるダフ・アンド・フェルプスに本株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考に、当社との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを平成28年４月14日開催の取締役会で決議いたしました。

また、当社は、港国際法律事務所から、本株式交換に関する諸手続及び当社の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

なお、港国際法律事務所及びAGSコンサルティングは、当社及びエフエルシーとの間で重要な利害関係を有しておりません。

なお、本株式交換において、両社とも算定機関からの公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得しておりません。

（iv）利益相反を回避するための措置

当社は、当社の親会社である光通信が、エフエルシーの発行済株式総数の78.9％（間接保有分を含む。）を保有し、エフエルシーを連結子会社としていること、並びにエフエルシーの代表取締役社長である萩尾陽平氏を当社の取締役に招聘していることから、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

a. 当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

当社は、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、平成27年11月19日に、光通信及びエフエルシーとの間で利害関係を有しない外部の有識者である佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）、福崎真也氏（弁護士、番町スクエア法律事務所）及び鳥羽史郎氏（会計士、鳥羽公認会計士事務所）の３名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、(a)本株式交換の目的の正当性（当社の企業価値の向上に資するかを含む）、(b) 本株式交換における本株式交換比率の公正性（本株式交換比率の決定過程の妥当性を含む）(c)本株式交換の手続の適正性（本株式交換において、適法かつ公正な手続を通じ当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか）、(d)これらの点を踏まえ、本株式交換に係る意思決定が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成27年11月19日以降平成28年４月14日までに、会合を合計６回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討に当たり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社の企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受けており、また、プルータス・コンサルティングから本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。また、当社のリーガル・アドバイザーである港国際法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する説明を受けております。

当社は、第三者委員会より、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、(a)～(d)につき下記の旨記載のある答申書を受領しております。

(a) 現在、当社が置かれている先の事業環境に鑑みれば、本株式交換を行うことは当社の経営上の重要課題を克服するために有効であると考えられ、その目的には正当性が認められる。

(b) 当社は、当社、エフエルシー及び光通信から独立した法務アドバイザーである港国際法律事務所及び財務アドバイザーであるAGSコンサルティングにエフエルシーに対するデュー・デリジェンスを依頼し、本株式交換の交換比率を算定するにあたって重大な影響を与えるような問題点の有無及び内容を調査した。そして、かかる調査においては、本株式交換の交換比率に重大な影響を与えるような問題点は特段発見されなかったことが第三者委員会においても確認されている。

そして、当社は、本株式交換における本株式交換比率の公正性や妥当性を担保するため、当社、エフエルシー及び光通信から独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングを選定し、同社によるエフエルシーの株式価格及び交換比率の算定を実施した。かかる算定に用いられた算定方式については、①ＤＣＦ法において用いられた当社及びエフエルシーの事業計画上の数値及びプルータス・コンサルティングが適用した割引率の適切性、並びに、②当社の株価の観測期間の妥当性等の観点から、プルータス・コン

サルティングへの質問等を行いつつ第三者委員会において協議及び検証されており、いずれも妥当及び適切であると認められる。特に、プルータス・コンサルティングに提出された当社及びエフエルシーの事業計画上の数値については、当初、両社の間に市場の成長性に対する評価の違いが見受けられたものの、その後両社が複数回の協議を経たうえで、妥当性及び適切性が認められる数値に修正されたものである。

また、普通株式交換比率は、当社が本新株予約権割当てにより見込む資金調達額の中には、本件統合とは関係なく当社固有の資金需要に基づく部分があるところ、かかる金額分についてのみ本新株予約権割当て及び行使がなされ、それ以外の部分については本新株予約権割当てがなかったと仮定した場合の、プルータス・コンサルティングによる普通株式交換比率の評価レンジの範囲内でもあるから、本新株予約権割当てによる影響を考慮しても、当社株主にとって殊更に不利益なものとはいえない。

プルータス・コンサルティングによる、当社第５回普通社債について発行価額によって、エフエルシーのＡ種優先株式について、ＤＣＦ法を採用することによって算定を行っている。かかる算定は、プルータス・コンサルティングが採用した割引率の適切性の観点からも妥当かつ適切であると認められるところ、当社及びエフエルシーは、算定結果を参考に種類株式交換比率を決定する予定である。

本株式交換にあたり、エフエルシーが既に発行している第２回乃至第４回新　株予約権に代えて、当社が新たに発行する新株予約権は、普通株式交換比率に沿ったものであるため、特段不合理なものとはいえない。

当社は、上記を受けて、プルータス・コンサルティングによるエフエルシーの普通株式価格及び本株式交換比率の算定結果を参考に慎重に協議及び検討を行い、エフエルシーとの交渉・協議を重ね、本株式交換比率を決定する予定である。

以上より、本株式交換比率の決定過程及び決定内容について、公正性に疑義を生じさせる不合理な点は特段認められないものと考える。

(c) 当社取締役会においては、利益相反を回避するために相当と認められる措置が採られており、本株式交換に際しては、利益相反関係のない役員によって、これまで実質的な検討及びエフエルシーとの交渉が行われているものと認められ、さらに、当社は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして港国際法律事務所を選任し、本株式交換の手続及び意思決定の方法・過程等についても助言を受けている。

したがって、本株式交換の手続において、その適正さを疑わせるような特段の事情は存在しないものと考える。

(d) 本株主割当て及び本会社分割は、いずれも、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないかどうかという判断に影響を与えないことから、本経営統合は全体として合理的といえる。

以上のことから、第三者委員会は、本株式交換により当社がエフエルシーを完全子会社とする手続きを行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、平成28年４月14日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

b.　利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、光通信の常務取締役その他の光通信の重要な連結子会社３社の取締役を兼務している和田英明氏、直近まで光通信の従業員を兼務していた形部孝広氏、光通信の従業員を兼務している杉田将夫氏、エフエルシーの代表取締役及びエフエルシーの重要な連結子会社４社の取締役を兼務してい

る萩尾陽平氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、本株式交換の協議及び交渉に関与しておらず、本株式交換に係る当社の取締役会の審議及び決議に参加しておりません。
また、当社の監査役３名全員が、本株式交換を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

③当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項
本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。この取扱いは、当社の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

増加する資本金の額	金０円
増加する資本準備金の額	金０円
増加する利益準備金の額	金０円

（２）株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項
①本株式交換に際して交付される新株予約権の内容
エフエルシーが発行している新株予約権については、本株式交換契約に基づき、株式交換効力発生時点における新株予約権者が保有するそれぞれの新株予約権について、株式交換効力発生時において、下記のとおり当社の新株予約権を交付いたします。

（ⅰ）エフエルシーの第２回新株予約権に対する当社新株予約権の交付内容

	エフエルシーの発行済みの新株予約権	当社が発行する新株予約権
名称	第２回新株予約権	第６回新株予約権
新株予約権の総数	1,387個	1,387個
目的となる株式数（注１）	1,387株	735,110株
行使価額（注２）	24万円	452円（注３）

（注１）エフエルシーの発行済みの新株予約権の目的となる株式の種類は、エフエルシーの普通株式です。
（注２）新株予約権の行使価額は、新株予約権の目的となる株式１株当たりの金額を記載しています。
（注３）当社が発行する新株予約権の行使価額は、エフエルシーが発行している新株予約権の行使価額を本株式交換の交換比率である530で除した金額です。行使の結果、１株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。

（ⅱ）エフエルシーの第２回（その２）新株予約権に対する当社新株予約権の交付内容

	エフエルシーの発行済みの新株予約権	当社が発行する新株予約権
名称	第２回(その２)新株予約権	第６回新株予約権
新株予約権の総数	15個	15個
目的となる株式数（注１）	15株	7,950株
行使価額（注２）	24万円	452円（注３）

（注１）エフエルシーの発行済みの新株予約権の目的となる株式の種類は、エフエルシーの普通株式です。
（注２）新株予約権の行使価額は、新株予約権の目的となる株式１株当たりの金額を記載しています。
（注３）当社が発行する新株予約権の行使価額は、エフエルシーが発行している新株予約権の行使価額を本株式交換の交換比率である530で除した金額です。行使の結果、１株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします

（iii）エフエルシーの第３回（その１）新株予約権に対する当社新株予約権の交付内容

	エフエルシーの発行済みの新株予約権	当社が発行する新株予約権
名称	第３回(その１)新株予約権	第７回(その１)新株予約権
新株予約権の総数	1,500個	1,500個
目的となる株式数（注１）	1,500株	795,000株
行使価額（注２）	20万円	377円（注３）

（注１）エフエルシーの発行済みの新株予約権の目的となる株式の種類は、エフエルシーの普通株式です。
（注２）新株予約権の行使価額は、新株予約権の目的となる株式１株当たりの金額を記載しています。
（注３）当社が発行する新株予約権の行使価額は、エフエルシーが発行している新株予約権の行使価額を本株式交換の交換比率である530で除した金額です。行使の結果、１株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします

（iv）エフエルシーの第３回（その２）新株予約権に対する当社新株予約権の交付内容

	エフエルシーの発行済みの新株予約権	当社が発行する新株予約権
名称	第３回(その２)新株予約権	第７回(その２)新株予約権
新株予約権の総数	1,000個	1,000個
目的となる株式数（注１）	1,000株	530,000株
行使価額（注２）	20万円	377円（注３）

（注１）エフエルシーの発行済みの新株予約権の目的となる株式の種類は、エフエルシーの普通株式です。
（注２）新株予約権の行使価額は、新株予約権の目的となる株式１株当たりの金額を記載しています。
（注３）当社が発行する新株予約権の行使価額は、エフエルシーが発行している新株予約権の行使価額を本株式交換の交換比率である530で除した金額です。行使の結果、１株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします

（v）エフエルシーの第４回新株予約権に対する当社新株予約権の交付内容

	エフエルシーの発行済みの新株予約権	当社が発行する新株予約権
名称	第４回新株予約権	第８回新株予約権
新株予約権の総数	2,723個	2,723個
目的となる株式数（注１）	2,723株	1,443,190株
行使価額（注２）	20万円	377円（注３）

（注１）エフエルシーの発行済みの新株予約権の目的となる株式の種類は、エフエルシーの普通株式です。
（注２）新株予約権の行使価額は、新株予約権の目的となる株式１株当たりの金額を記載しています。
（注３）当社が発行する新株予約権の行使価額は、エフエルシーが発行している新株予約権の行使価額を本株式交換の交換比率である530で除した金額です。行使の結果、１株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします

当社は、本株式交換に際し、エフエルシーの新株予約権者に対して、上記（ｉ）～（ｖ）に従い、その所有する各エフエルシーの新株予約権１個につき、当社新株予約権１個をもって割当て交付いたします。
交付する新株予約権の条件については、エフエルシーの発行済みの新株予約権の対象であるエフエルシー普通株式１株を、普通株式交換比率に従って、当社普通株式530株で置き換えたものとしております。具体的にはエフエルシーが発行している新株予約権の行使価額を普通株式交換比率である530で除した価格が、交付する新株予約権の行使価額となり、これらの新株予約権が全て行使された場合、当社の普通株式3,511,250株（新株予約権１個につき当社の普通株式530株）が交付されることになります。当社の第６回新株予約権、第７回(その１)、新株予約権

第７回(その２)新株予約権、第８回新株予約権の発行要項につきましては、上記「２．本株式交換契約の内容の概要」に記載の本株式交換契約別紙２①～別紙２⑤をご参照ください。

②本株式交換に際して交付される新株予約権に係る定めの相当性に関する事項

当社は、新株予約権者がエフエルシーの役職員及び光通信であり、光通信の保有する新株予約権はエフエルシー及びその子会社を含む本経営統合後の当社グループの役職員に譲渡されることを想定していることから、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上に資するものと考え、上記「①本株式交換に際して交付される新株予約権の内容」に記載のとおり、新株予約権を交付することといたしました。

上記取扱いは当社の株主及び上記新株予約権者の利益を等しく保護する観点から、当該新株予約権者に対して、現在保有する新株予約権と実質的に同内容かつ同数の当社の新株予約権を交付するものであり、相当であると判断しております。

（３）株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

エフエルシーの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.waterdirect.co.jp/）に掲載しております。

（４）株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項、及び、エフエルシーの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項の内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.waterdirect.co.jp/）に掲載しております。

第２号議案　当社と株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社との吸収分割契約承認の件

当社と株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社（以下「分割準備会社」といいます。）は、平成28年７月１日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割により、当社を持株会社化するために必要な一部の機能を除く宅配水に関する一切の事業に関して有する権利義務を分割準備会社に承継させることとし、平成28年４月18日に吸収分割契約を締結いたしました。

つきましては、本吸収分割契約のご承認をお願いいたしたく存じます。

１．本吸収分割を行う理由

「はじめに　１．本経営統合の背景及び目的」に記載のとおりであります。

２．本吸収分割契約の内容

本経営統合に基づき行う本吸収分割契約の内容は、次のとおりであります。

吸収分割契約書

株式会社ウォーターダイレクト（山梨県富士吉田市上吉田4597番地の１、以下「甲」という。）と株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社（東京都品川区大崎四丁目１番２号、以下「乙」という。）とは、甲の営む宅配水事業に係る資産、負債、雇用契約その他の権利義務を乙に承継させるため、吸収分割を行うこととし、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

甲は、甲の営む宅配水事業（以下「本件事業」という。）に係る第４条に定める権利義務等を乙に承継させるため、本契約の定めるところにより、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行う。なお、本吸収分割の効力の発生は、甲が本契約外株式会社エフエルシー（東京都渋谷区神宮前一丁目４番16号、以下「ＦＬＣ」という。）との間で締結した株式交換契約に基づき、甲を株式交換完全親会社、ＦＬＣを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）の効力が適法かつ有効に発生することを前提条件とする。

第２条（吸収分割に際して交付される金銭等）

本吸収分割に際して、乙から甲への対価の交付は行わないものとする。

第３条（吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額）

乙の資本金及び準備金の額の本吸収分割による変動はない。

第４条（承継する権利義務等）

１．乙は、本吸収分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産、負債及び雇用契約その他の権利義務を、第５条に定める効力発生日において甲から承継する。なお、甲の保有する甲の株式の本吸収分割による甲から乙への承継は行わないものとする。

２．別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産及び負債の評価は、平成28年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日の最終時点までの増減を加除したうえで確定する。

３．甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第５条（効力発生日）
本吸収分割の効力発生日は、平成28年７月１日とする。但し、分割手続きの進行上の必要性その他の理由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第６条（吸収分割承認総会）
甲は、平成28年５月13日に開催予定の臨時株主総会において、乙は、平成28年５月13日に開催予定の臨時株主総会において、それぞれ本契約の承認に関する決議を求めるものとする。但し、分割手続きの進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第７条（善管注意義務）
甲及び乙は、本契約締結後から本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ義務を遂行し、且つ、一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを実行するものとする。

第８条（競業避止義務）
甲は、本吸収分割後においても、承継対象事業について競業避止義務を負わないものとする。

第９条（分割条件の変更及び本契約の解除）
本契約締結の日から本吸収分割の効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの資産もしくは経営状態に重要な変更を生じたときは、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第10条（本契約の失効）
本契約は､次の各号のいずれかに該当する場合には､その効力を失うものとする。
(1) 甲又は乙において、第６条に定める株主総会の承認が得られなかった場合
(2) 法令上、本吸収分割に関して必要な関係官庁の承認等が得られなかった場合

第11条（本契約規定以外の事項）
本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書原本１通を作成し、甲乙記名押印の上、乙がその原本を、甲がその写しをそれぞれ保有する。

平成28年４月18日

甲：山梨県富士吉田市上吉田4597番地の１
株式会社ウォーターダイレクト
代表取締役　　樋口　宣人　　㊞

乙：東京都品川区大崎四丁目１番２号
株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社
代表取締役　　長野　成晃　　㊞

（別紙）

承継権利義務明細表

本吸収分割により乙が甲より承継する権利義務は、効力発生日における本件事業に係る以下の資産、負債、雇用契約及びその他の契約上の地位並びにこれらに付属する権利義務とする。

１．承継する資産

本件事業に係る一切の資産。ただし、以下のものを除く。

（１）グループ経営管理事業に係る現預金

（２）平成28年４月15日付で甲がＦＬＣとの間で締結した株式交換契約に基づき取得するＦＬＣの株式

（３）前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業により生じる立替金、前払費用その他の流動資産及び固定資産

２．承継する負債

本件事業に係る一切の債務。ただし、以下のものを除く。

（１）租税債務及び法令上等の理由等により承継できない債務

（２）前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業により生じる流動負債及び固定負債

３．承継する雇用契約

本件事業に従事する従業員（但し、効力発生日現在、甲に引き続き在籍している者に限る。）との雇用契約の一切。

４．承継するその他の契約上の地位及び権利義務

（１）契約上の地位

本件事業に関する契約及びこれらの契約に基づく権利義務の一切。ただし、以下のものを除く。

（ⅰ）会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）

（ⅱ）株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む）

（ⅲ）金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約

（ⅳ）証券会社との間で締結した一切の契約（これに附帯又は関連する契約を含む）

（ⅴ）甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約（これに附帯又は関連する契約を含む）

（ⅵ）乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約

（ⅶ）前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業にかかる契約

（２）知的財産権

効力発生日において、本件事業に属する甲の特許、実用新案、意匠、商標に関する一切の知的財産権は乙に承継するものとする。ただし、甲が使用するものについては、乙が甲に対して使用を許諾する。

（３）許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録、確認、認定及び届出等で法令上承継可能なもの。

以上

３．会社法施行規則第183条に定める事項の内容の概要

（１）吸収分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際しては、吸収分割承継会社である分割準備会社から吸収分割会社である当社への対価の交付は行われませんが、これは、当社が分割準備会社の発行済み株式の全てを所有しており、分割準備会社から当社に対して金銭等の対価を交付する必要性は認められないためであり、本吸収分割による対価は無対価とすることは相当であると判断しております。

（２）吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社である分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容は次のとおりです。

貸借対照表

（平成28年４月18日現在）

株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社

資産の部		純資産の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
	千万円		千万円
流動資産		株主資本	
現　金　預　金	100,000	資　　本　　金	100,000
資　産　合　計	100,000	負債純資産合計	100,000

（３）吸収分割当事会社における最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合は会社成立の日）後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項の内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト(http://www.waterdirect.co.jp/）に掲載しております。

分割準備会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項については、該当事項はありません。

第３号議案　　定款一部変更の件

１．定款変更を行う理由

第１号議案及び第２号議案が本臨時株主総会にて承認可決され、本株式交換及び本吸収分割の効力が発生することを前提として、当社は平成28年７月１日をもって持株会社に移行する予定であります。これに伴い、次のとおり、定款規定の変更を行うものであります。

①本経営統合に伴う持株会社体制への変更に伴い、当社の商号及び事業目的の変更を行うものであります（現行定款第１条（商号）及び第２条（目的））。

②本株式交換や本新株予約権の行使により当社の発行済株式の数が増加することに鑑み、機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするため、発行可能株式総数を現　行の23,892,000株から84,000,000株に変更するものであります（第６条（発行可能株式の総数））。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（商　号） 第１条　当会社は、株式会社ウォーターダイレクトと称する。 ２．前項の商号は、英文ではWater Direct Corporationとする。	（商　号） 第１条　当会社は、株式会社プレミアムウォーターホールディングスと称する。 ２．前項の商号は、英文ではPremium Water Holdings, Inc.とする。
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．飲料水（天然水、浄水機器により濾過・浸透した水等）および清涼飲料水の製造、販売および輸出入事業 ２．水処理装置全般の設計、施工事業 ３．下記物品およびその附属品の製造ならびに販売、割賦販売および輸出入事業 水処理装置全般、飲料水関連機器、浄水機器、水処理装置、食料品、水産物、農畜産物、健康食品、食品添加物、化粧品、化粧雑貨品、美容器具、健康器具、日用品雑貨、医薬品、医薬部外品、衣料品、家具、インテリア製品、スポーツ用品、電子応用医療機器、電子計算機、車両、運搬機器、ソフトウェア、コンピュータープログラムおよびその部品	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 １．飲料水（天然水、浄水機器により濾過・浸透した水等）および清涼飲料水の製造、販売および輸出入事業 ２．水処理装置全般の設計、施工事業 ３．下記物品およびその附属品の製造ならびに販売、割賦販売および輸出入事業 水処理装置全般、飲料水関連機器、浄水機器、水処理装置、食料品、水産物、農畜産物、健康食品、食品添加物、化粧品、化粧雑貨品、美容器具、健康器具、日用品雑貨、医薬品、医薬部外品、衣料品、家具、インテリア製品、スポーツ用品、通信機器、移動通信機器、コンピュータ、コピーマシン、ファクシミリ及び周辺機器、電子応用医療機器、電子計算機、車両、運搬機器、ソフトウェア、コンピュータープログラムおよびその部品

現行定款	変更案
4. 下記物品およびその附属品のリースおよびレンタル事業 水処理装置全般、飲料水関連機器、浄水機器、水処理装置、美容器具、健康器具、家具、インテリア製品、スポーツ用品機器、電子応用医療機器、電子計算機、車両、運搬機器、ソフトウェア、コンピュータープログラムおよびその部品	4. 下記物品およびその附属品のリースおよびレンタル事業 水処理装置全般、飲料水関連機器、浄水機器、水処理装置、美容器具、健康器具、家具、インテリア製品、スポーツ用品機器、通信機器、移動通信機器、コンピュータ、コピーマシン、ファクシミリ及び周辺機器、電子応用医療機器、電子計算機、車両、運搬機器、ソフトウェア、コンピュータープログラムおよびその部品
5. 広告代理事業	5. 広告代理事業
6. 下記業務の企画、立案、製作および実施・販売事業 マーケティング業務、各種イベント業務および映画・ビデオソフトの企画・製作業務	6. 下記業務の企画、立案、製作および実施・販売事業 広告、宣伝、マーケティング業務、各種イベント業務および映画・ビデオソフトの企画・製作業務
7. 書籍、雑誌等の出版および出版物の販売事業	7. 書籍、雑誌等の出版および出版物の企画、制作および販売事業
8. 電子商取引に関するシステムの構築、販売、設置工事および運営事業	8. 電子商取引に関するシステムの設計、構築、販売、設置工事および運営事業
9. ソフトウェアおよびコンピュータープログラムの企画、製作、販売事業	9. 映像、音楽、その他のソフトウェアおよびコンピュータープログラムの企画、製作、販売事業
10. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業	10. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
	11. コンピュータ入力業務の受託
	12. 飲食店業及び駐車場の経営
	13. 企業に対する投資、融資及びその斡旋業務
	14. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
	15. コールセンター業務請負
	16. 有料職業紹介事業
	17. 人材育成コンサルティング事業
	18. クレジットカード取次業務
	19. 古物売買および賃貸業務
	20. 有料会員サービスの企画、構築、運営および販売業務
	21. ウェブサイト等の企画、構築、運営および販売業務
	22. インターネット等を利用した各種情報提供サービス、情報処理サービスの企画、構築、運営および販売業務
11. 上記各号に附帯関連する一切の業務	23. 上記各号に附帯関連する一切の業務

現行定款	変更案
＜中　略＞	＜中　略＞
（発行可能株式の総数） 第 6 条　当会社の発行可能株式の総数は、23,892,000株とする。	（発行可能株式の総数） 第 6 条　当会社の発行可能株式の総数は、84,000,000株とする。
＜後　略＞	＜後　略＞

３．変更の効力発生日

本議案に係る定款一部変更は、第１号議案、第２号議案及び本議案が原案どおり承認され、本株式交換及び本吸収分割の効力が発生することを条件として、本株式交換及び本吸収分割の効力発生日（平成28年７月１日）に、その効力が生ずるものとします。

以　上

株主総会会場ご案内図

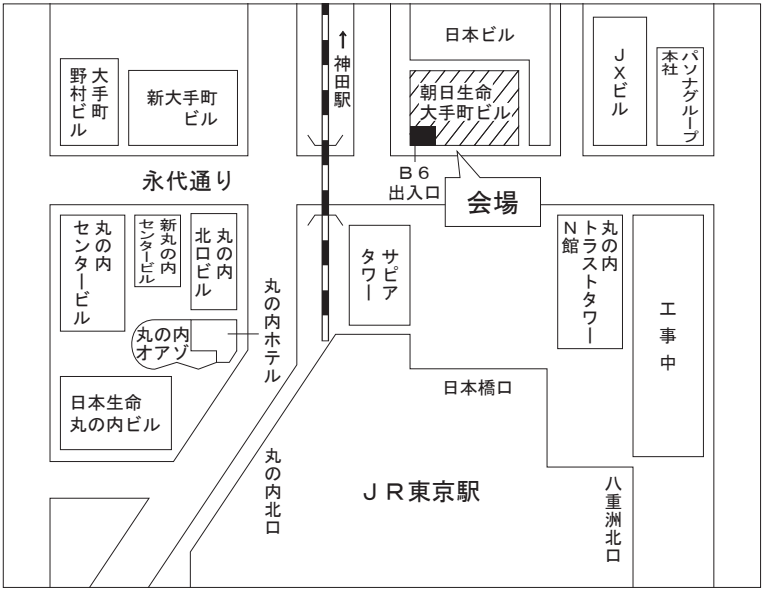

○場所　フクラシア東京ステーション　６階会議室
東京都千代田区大手町２－６－１　朝日生命大手町ビル

○交通　JR線「東京駅」八重洲北口、日本橋口
地下鉄東西線、千代田線、半蔵門線、三田線「大手町駅」
地下鉄丸ノ内線「東京駅」
※地下鉄をご利用の場合はＢ６出入口よりお願いいたします。